

あなたの命を守る「マイナ救急」

マイナ救急が令和7年10月1日から全国一斉開始され、中頓別支署も実施します。

マイナ救急について

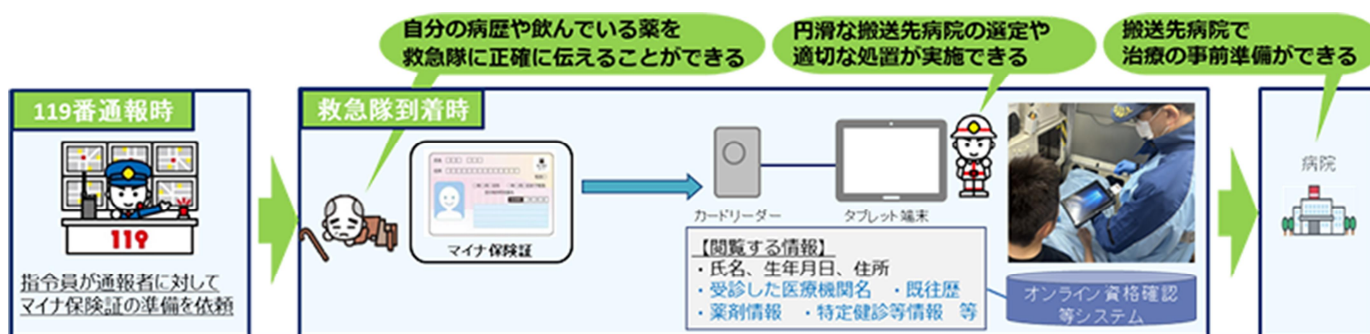
119番通報で駆け付けた救急隊は、搬送される方の氏名や生年月日等の情報のほか、かかりつけの病院やこれまで服用しているお薬などの様々な情報の聞き取りを行っています。

これらの情報は、搬送する病院の決定や救急車内での処置、病院到着後にすぐに治療を始めるための準備などに役立てられており、命を守るために欠かせない情報となっております。

病気やケガで苦しむご本人や、気が動転しているご家族の方から、これらの情報を正確にお伝えいただくことは、場合によっては困難なこともあります。

マイナ救急では、救急隊員がご本人の**マイナ保険証**を活用し、傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を閲覧します。ご本人や付き添われるご家族の方の負担を軽くするとともに、傷病者の方がより円滑に適切な処置を受けるのに活用します。

マイナ救急の流れ



マイナ救急にて医療情報を活用するために必要な準備



マイナンバーカードを所有し、かつ、健康保険証の利用登録が完了している必要があります。

救急現場でご協力いただきたいこと



※生命に危険が及ぶ場合は同意が取れなくても、確認を行う場合があります。

マイナ保険証で参照可能な情報

・診療/お薬情報

医療機関を受診した際の過去の診療情報および医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取った過去のお薬情報です。 ※薬剤情報には注射・点滴等も含まれます。

・特定検診の情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。 ※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

よくある質問

・救急隊にマイナンバーを見られても大丈夫なの？

→マイナンバーは行政が個人を特定するために使用するもので、マイナンバーを使用する際は顔写真付本人確認書類などによる本人確認が必要です。このため、マイナンバーを知られたというだけで、個人情報が漏れたりすることはなく、何かに悪用することは困難です。また、マイナ救急では、12桁のマイナンバーは使用しません。

・救急隊員に、救急活動に関係ない個人情報も見られてしまうの？

→マイナ救急に使用するシステムで救急隊員が閲覧できるのは、氏名や住所等の券面上の情報と、受診歴や薬剤情報などの医療情報だけです。税や年金など、救急活動に関係ない情報は、閲覧できません。

・救急車で運ばれるような緊急時でも、マイナンバーカードの暗証番号の入力をしないといけないの？

→マイナ救急の実施にあたっては、救急隊員が傷病者の顔と券面上の写真を確認し、本人確認を行うため、マイナンバーカードの暗証番号の入力は原則不要です。